

八雲町保育士等奨学金返還支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内の保育所等に勤務する保育士又は保育教諭並びに幼稚園教諭（以下これらを「保育士等」という。）が行う指定保育士養成施設等の修学のために借り入れた奨学金の返還に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、町内における保育士等の人材確保及び離職の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 奨学金 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金（独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第14条第1項に規定する第一種学資貸与金及び第二種学資貸与金をいう。）

イ その他町長が認める奨学金等

(2) 保育所等 八雲町内に所在する次のいずれかに該当するものをいう。

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第4項の規定による認可を得て設置された保育所

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園

ウ 法第59条の2第1項の規定により届出が義務つけられている施設であって、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書交付を受けている認可外保育施設

(3) 指定保育士養成施設等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学及び専門職大学含む。）、専修学校（専門課程に限る。）及び大学院をいう。

(4) 保育士等 保育士又は保育教諭並びに幼稚園教諭の資格を有している者で、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省第23号）第5条第1項第1号の3の規定により明示された就業の場所が保育所等であり、かつ、従事すべき業務が保育である者をいう。

(5) 常勤 期間の定めのない労働契約（1年を超える期間を定めた労働契約を含む。）を締結し、かつ当該保育所等における一週間の所定労働時間が通常の者であって、当該保育所等の就業規則等において正規の保育士等として位置づけられた者をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱により補助金の交付対象となる者は、町内の保育所等に勤務する保育士等であり、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、幼稚園教諭の場合には、3年以内に保育士資格を取得しなければならない。

- (1) 指定保育士養成施設等の修学のために奨学金の貸与を受けた者であること。
- (2) 令和8年4月1日以降に町内の保育所等に5年以上継続して勤務する見込みがあり、かつ、町内に居住する者であること。
- (3) 町内の保育所等に初めて常勤の保育士等として雇用された者であること。
- (4) 遅滞なく自ら奨学金の返還を行っている者又は申請年度内に返還を開始する者であること。
- (5) 施設長や法人役員でないこと。
- (6) 奨学金の返還に対し、類似する免除や他の補助等を受けていない者であること。
- (7) 過去に本事業の対象となったことがないこと。
- (8) 補助金の交付を受けようとする者に町税等の滞納がないこと。
- (9) 次のいずれにも該当しない者

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（イにおいて「暴力団員」という。）であること。

イ 同法第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係にあると認められること。

2 前項の規定にかかわらず、国家公務員及び地方公務員、独立行政法人の職員である者は補助対象者としない。

（補助対象期間）

第4条 補助金交付の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、奨学金の返還を開始した日の属する月の初日から起算して8年を経過する日までとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助金の交付を申請する年度内に返還する奨学金の合計額に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）とし、月20,000円を上限とする。

2 繰上返還等による奨学金の返還額は、補助対象期間中に返還した奨学金に含まないものとする。

3 複数の奨学金の返還がある場合は、当該奨学金の返還金額を合算した額を補助対象とする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助を受けようとする年度ごとに八雲町保育士等奨学金返還支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- （1） 奨学金貸与機関が発行する奨学金の貸与を証する書類
- （2） 交付申請年度内に返還すべき奨学金の返還金額を証する書類
- （3） 奨学金の借入残額を証する書類
- （4） 保育士証又は幼稚園教諭免許状の写し
- （5） 雇用（在職）証明書（様式第2号）
- （6） 誓約書（様式第3号）
- （7） 本人確認書類
- （8） 振込先金融機関が確認できる種類
- （9） その他町長が必要と認める書類

2 2回目以降の申請時においては、八雲町保育士等奨学金返還支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、前項第2号、第3号、第5号、第8号及び第9号の書類を添付するものとする。

（交付の決定及び通知）

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、決定の可否を八雲町保育士等奨学金返還支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

2 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、前条に規定する申請の内容に変更があったときは、八雲町保育士等奨学金返還支援事業補助金変更申請書（様式第5号）に、当該変更事項を証する書類を添えて、速やかに町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更の可否を八雲町保育士等奨学金返還支援事業補助金変更決定通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の支払等）

第8条 町長は、補助金の交付を決定したときは、補助金を一括又は8月、12月、4月の3回に分割して支払いすることができるものとし、指定した月の末日までに当該補助金を申請者に交付するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第9条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付した補助金の全部又は一部を取消し、期限を指定して補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

- (1) 補助対象期間内において第3条第1項に規定する交付要件を満たしていないことが判明したとき。
 - (2) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (3) その他町長が適当でないと認めたとき。
- 2 町長は、前項の規定により交付決定の取消し及び補助金の返還請求を行う場合は、八雲町奨学金等返還支援事業補助金交付決定取消通知書兼返還請求書（様式第7号）により通知するものとする。
- (報告等)
- 第10条 町長は、申請者及び交付決定者に対し、必要な報告を求めることができる。
- (補則)
- 第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。